

# 任期短縮の定款変更による 取締役の退任と会社法339条2項の類推適用

中 村 康 江\*

## 目 次

はじめに

- 一 名古屋地判令和元年10月31日金判1588号36頁
- 二 取締役の任期を短縮する旨の定款変更の効力
- 三 取締役の任期短縮による退任および不再任と会社法339条2項の類推適用
- 四 「正当な理由（会339条2項）」の意義と解釈
- 五 定款所定の人数を超える取締役選任の効力と取締役権利義務者  
おわりに

## はじめに

取締役を含む役員（取締役、会計参与および監査役をいう。会社法（以下「会」という。）329条1項かっこ書き）および会計監査人と会社の関係は民法の委任に関する規定に従う（会330条）が、会社法に別段の定めがある場合は、これが民法に優先する。民法は委任契約の存続期間については法定の終任事由（民法（以下「民」という。）653条各号）に関する定めを置くのみであるため、役員等の任期については会社法の定めが優越することとなる。取締役の任期については会社法332条1項により、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までという原則が定められているが、公開会社においては定款または株主総会決議

---

\* なかむら・やすえ 立命館大学大学院法務研究科教授

によりこの期間を短縮することのみが認められている（同但書）。なお、非公開会社の場合は、公開会社と同様に任期を短縮することができるのみならず、定款に定めを置くことによりこの任期を10年まで伸長することが認められている（同2項）。

また、取締役はその任期満了に伴い終任する（会332条1項2項）が、取締役は、任期中であったとしても自ら会社に対してその意思を示すことによりいつでも辞任することができる（民651条1項。ただし欠員が生じる場合には新任の取締役が就任するまでその者が取締役の権利義務者となる（会346条1項））。その他、取締役はその資格の喪失（会331条）によっても当然にその地位を失う。

これに対し、会社法には、会社の側から任期満了前に取締役をその地位から退ける（解任する）ための手続も定められている。会社法339条1項は、取締役を含む役員と会計監査人を株主総会の決議によっていつでも解任しうる旨を規定している。ただし同条2項は「正当な理由」なく任期途中に解任された者が会社に対する損害賠償請求をなしうる旨も定めている。この制度は、会社（株主総会）による解任の自由の保証と取締役の任期に対する期待の保護の調和を図るために定められたものであると説明されている<sup>1)</sup>。

本稿は、これらの会社法の規定に関する解釈上の論点について検討し、その到達点を確認したうえで、若干の考察を試みるものである。具体的には、第一に、取締役の任期中にその任期を短縮する旨の定款変更があった場合、この定款変更が現任取締役の地位にどのような影響を与えるか、という点、第二に、取締役の任期短縮による退任と不再任の場合にも会社法339条2項の適用（類推適用）があるかという点、第三に、株主総会決議によって解任される場合のみならず、任期短縮による退任と不再任の場合も含めて、会社法339条2項の「正当な理由」にはいかなる事情が含まれる

---

1) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』400頁（有斐閣、2017年）。

か、という点である。以下では、これらの点が争点となった①名古屋地判令和元年10月31日金判1588号36頁(以下「①判決」という。)を主な題材として、その他の裁判例を参考にしながら、各争点に関する判断について検討する。

## 一 名古屋地判令和元年10月31日金判1588号36頁

### 【事実の概要】

Xは平成23年7月1日にY株式会社(以下「Y社」という。)の取締役役に就任し、代表取締役を選定された者である。Y社は、A農業協同組合(以下「A農協」という。)管内の農家に対する営農支援を目的として平成19年4月に設立された株式会社であり、その発行済株式総数900株のうち99%以上に当たる897株をA農協が保有している。Xは昭和48年にA農協の合併前組合にあたるB農業協同組合に入組し、合併後もA農協の職員として役職を歴任してきた。Xは、平成20年6月の総代会で理事に選任され、同日開催の理事会で常務理事に選任された。A農協の常務理事の任期は3年であったが、慣習により、少なくとも一度は再任され、3年で退任することはなかった。

平成23年3月17日に開催されたA農協の地域総括理事会議において、次期役員改選にあたり、Xを役員候補者として推薦しないことが決定された。しかし、当時のA農協の職員の定年が60歳であり、Xが定年に至るまで2年以上が残されていたことから、その生活保障のため、子会社の役員ポスト等の適当な役職が用意されることになった。A農協の組合長は、Xに対し、A農協の次期役員候補者として選任しないことと、XをY社の取締役に選任することを伝えた。Xは同年6月22日のA農協の総代会終結をもってその理事を退任し、同年7月1日にY社の取締役に就任し、その代表取締役に選定された。(なお、Xと同時期にA農協の監事に選任され、Xと同様にA農協の慣習に反して3年の任期を務めたのちに再任されなかった者がいた

が、同人はA農協の定年である60歳までに1年もなかったことから、Xと異なりA農協の子会社の取締役に就任することも、A農協の関連会社に再就職することもなかった)

Y社の原始定款には、取締役の員数を4人以内とし、その任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨の定めが置かれていた。Y社設立時の取締役は3名であり、1人はA農協の組合長、2人は農機具等のオペレーター（以下「農業者取締役」という。）であった。A農協の組合長はXの取締役就任と入れ替わりに退任したが、Xの就任と同時にA農協の常務理事が取締役に就任したため、農業者取締役2名と併せて取締役は4人となった。この常務理事は平成26年7月1日に退任したが、同月2日に別の常務理事が入れ替わりで取締役に就任した。平成29年5月24日にはA農協の組合長も取締役に就任したため、Y社の取締役は5名となっていた。

平成26年、当時のA農協組合長は、XがY社の取締役および代表取締役に就任してから3年が経過したことからこれを辞任するよう言ったが、Xはこれを拒んだ。Xは平成29年7月31日にY社の代表取締役に辞任し、平取締役となったが、Xが代表取締役に務めていた間の各決算期においてY社はいずれも営業損失を計上していた。

平成29年10月18日開催の臨時株主総会において、Y社の取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに変更された（以下「本件定款変更」という。）。

Xは平成30年5月24日の定時株主総会においてY社の取締役に再任されず、同定時株主総会の終結によりその任期が終了した。

Xは平成23年7月から平成29年7月までは月額60万円（平成27年4月から平成28年3月までは57万円）の、同年8月から平成30年5月までは月額45万円の報酬を得ていた。なお、Y社のX以外の取締役のうち、A農協の組合長や常務理事を兼務する者についてはいずれもY社から報酬を得ていなかった。

Xは、本件定款変更によって取締役の任期が10年から1年に短縮され、

また平成30年5月24日開催の定時株主総会においてY社の取締役役に再任されなかったことから、会社法339条2項の類推適用を理由として、Y社に対し、同月25日から当初の任期満了日である令和3年5月24日までの得べかりし取締役報酬相当額1620万円の損害賠償を求めて訴えを提起した。

**【判旨】 請求棄却（確定）**

(1) 取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に対して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期により任期が満了した者については、取締役から退任する。

そして、会社法339条2項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について「正当な理由」がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者について、その趣旨が同様に当てはまるか否かは、なお議論の余地があるものの、本件定款変更による取締役の任期の短縮には、XをY社の取締役から退任させることがその目的に含まれていたといえることができるから、本件においては、会社法339条2項が類推適用されるとする余地もあり、Y社がXを取締役として再任しなかったことについて、「正当な理由」があるか否かについて検討する。

(2) この点、設立当時からXがY社の取締役に就任するまで、Y社の取締役は、A農協の組合長と農業者取締役に構成されていたところ、XがY社の取締役に就任した後も、A農協の常務理事が新たに取締役に就任しており、A農協兼務取締役（Y社の取締役としては無報酬）と農業者取締役による役員体制（親会社であるA農協の幹部と農業者取締役から成る役員体制）は設立時から変化がないこと、Xは、Y社の取締役に就任した際、A農協の常務理事ではなく、その経歴から農機具等のオペレーター等の農業関連の現

業を担う者として選任されたものでもないこと、XはY社から報酬を得ていたことなどからすれば、Xの地位は、上記の役員体制に沿うものではなく、上記の役員体制とは別目的で創設された地位といえるところ、XはA農協の理事を3年で退任することにより、A農協職員の定年より前に収入を失うことになる救済のために、報酬のあるY社の取締役及び代表取締役に就任したものであり、その地位は、Xに収入を得させるためのもの、即ち生活保障のために与えられた地位であったといえる。また、XがY社の代表取締役に就任していた間、いずれも営業損失を計上し、Xの手腕によって経営が改善されたということもなく、XがY社の取締役に就任している期間を通じて、生活保障のために与えられたという地位に変化がなかったといえること、Xは、7年近くY社の取締役の地位にあり、その在任中、4700万円を超える報酬を得ており、生活保障としては十分な金銭を得ていることなどに鑑みると、XをY社の取締役として選任した目的は、本件定款変更による任期が終了した時点で既に達成しており、XをY社の取締役に再任しなかったことについては、「正当な理由」があるといえ、Y社の主張は理由があるというべきである。

## 二 取締役の任期を短縮する旨の定款変更の効力

取締役の任期は定款または株主総会決議によってこれを2年未満に短縮することが可能である（会332条1項）。この規定は公開会社・非公開会社の別を問わず適用される。ただし、指名委員会等設置会社の取締役（同6項）と監査等委員会設置会社の監査等委員以外の取締役（同3項）については、その任期の最長期間が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までと法定されているため、定款または株主総会決議によって1年未満に短縮することが可能となる。

①判決におけるY社は、非公開会社であり、設立当初に原始定款の定めによって取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最長の

ものに関する定時株主総会の終了時まで伸長した後、本件定款変更によって上記10年から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会への終結時までへと変更した。Xは、本件定款変更後最初の定時株主総会の終結をもって取締役を退任し、再任されなかったことを理由として、当初の任期満了までの3年分の報酬に相当する1620万円を損害賠償として請求した。

①判決と同様の事案について判示した前例として②東京地判平成27年6月29日判時2274号113頁(以下「②判決」という。)がある。②判決において、裁判所は、原告取締役が任期中の定款変更により任期を短縮され、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最長のものに関する定時株主総会の終了時までから、これを1年に変更されたことを受けて、次のように述べている。「原告らが現在もお被告の取締役の地位にあるといえるか否かは、取締役の任期を短縮する旨の本件定款変更によって原告らが被告の取締役から当然に退任することになるかに関わるところ、取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に対して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期によれば、すでに取締役の任期が満了している者については、上記定款変更の効力発生時において取締役から当然に退任すると解することが相当である。

けだし、上記の定款変更は、取締役の解任と同様の効果を生じさせるものであるところ、取締役はいつでも株主総会の決議によって解任することができる(会社法339条1項)、他方、定款変更によって当然に退任させられた取締役の保護は、解任の場合と同様に、損害賠償によって図れば足りるというべきだからである。」

定款変更による取締役の任期の短縮の効力が在任中の取締役に当然に及ぶ結果として、変更後の任期によればすでに任期の満了している者が取締役から当然に退任するという②判決の述べるところは①判決とほぼ重なる。この見解は、会社法制定以前からの登記実務において、取締役の任期

中に定款を変更してその任期を伸長した場合はこれを在任中の取締役にも適用してその任期を伸長し（昭和30年9月12日付民事甲第1886号民事局長解答<sup>2)</sup>、任期が短縮された場合はその任期を短縮するという取り扱いがなされてきた（昭和35年8月16日付法務省民事四第146号法務省民事局長第四課長心得回答）ことを根拠とするものである<sup>3)</sup>。この扱いは会社法制定後も踏襲されていることが確認されている（「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」平成18年3月31日付け法務省民商部第782号法務局長・地方法務局長・第2部第3・3(1)ウ(ウ)<sup>4)</sup>。学説の多くも、取締役がその意思に基づかないで任期を短縮され不利益を受けることへの批判が考えられる<sup>5)</sup>としつつも、これを認めている<sup>6)</sup>。そもそも、会社は、株主総会の決議によって、事由のいかんを問わず取締役を解任することができること、後述するように、任期の短縮によって生じた損害は解任の場合に準じて会社に対し賠償を請求することができると考えられてきたことがその根拠である<sup>7)</sup>。会社法制定前は、これに加えて、定款変更も取締役の解任も株主総会の特別決議によってなされることも任期短縮による退任を正当化する理由付けの一つとして挙げられていた<sup>8)</sup>。なお、会社法制定後、取締役の解任は株主総会の普通決議事項となったため（会339条1項・なお定足数につき会341条）、定款変更による任期短縮に比べて容易に行いうることとなった。このことは、会社法のもとで定款変更による任期短縮を理由とした退任を認めるこ

---

2) 岩原紳作（編）『会社法コメンタール7』460-461頁〔榊素寛〕（商事法務、2013年）。

3) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫（編代）『新版注釈会社法(6)』41頁〔今井潔〕（有斐閣、1987年）、中村信男「②判批」ひろば2016年3号68頁（2016年）。

4) 中村・前掲(注3)68頁。

5) 今井・前掲(注3)41頁。

6) 今井・前掲(注3)41頁、相澤哲＝石井佑介「株主総会以外の機関」相澤哲（編著）『立案担当者による新・会社法の解説（別冊商事法務295）』101頁（商事法務、2006年）、葉玉匡美＝郡谷大輔＝相澤哲（編著）『論点解説 新・会社法——千問の道標』282-283頁（商事法務、2006年）、榊・前掲(注2)461頁。

7) 今井・前掲(注3)41頁。

8) 今井・前掲(注3)41頁。



とに肯定的に作用すると思われる。

②判決はこの問題に関する判断を示した初めての公判裁判例と言われており、その評釈においても、任期短縮の定款変更の効力を現任取締役に及ぼすという結論自体は肯定されている<sup>9)</sup>。しかし、②判決と異なり、①判決は、取締役がその任期中になされた定款変更によって当然に退任すると解しても許容されることの根拠として損害賠償を挙げてはいない。後述するように、①判決も②判決も、任期の短縮によって退任した取締役に会社法339条2項の類推適用による損害賠償請求が認められるためには別途その取締役の退任および不再任につき「正当な理由」が認められることを要すると判断しているため、損害賠償請求が可能であることを理由として定款変更の効力が任期中の取締役に及ぶとする理由付けには違和感が残るところである。この点において、①判決の理由付けの方が②判決よりも適切と思われる。

### 三 取締役の任期短縮による退任および不再任と 会社法339条2項の類推適用

①判決は、「会社法339条2項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について『正当な理由』がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されるこ

---

9) 中村・前掲(注3)68-69頁、鳥山恭一「②判批」法セ739号110頁(2016年)、高橋均「②判批」ジュリ1496号93頁(2016年)、河村尚志「②判評」判時2299号(判評691号)149頁(2016年)、大野尚「②判批」関学67巻4号8頁(2017年)、三浦治「②判批」金判1510号18頁(2017年)、佐藤誠「②判批」産大法学50巻3・4号348頁(2017年)、来住野究「②判批」法研90巻5号38頁(2017年)、加藤貴仁「②判批」リマ54号83-84頁(2017年)、大久保拓也「②判批」税事106頁(2018年)、黒木孝太郎「②判批」登情687号37頁(2019年)、高橋英治「②判批」商事2198号69頁(2019年)。

とがなかった者について、その趣旨が同様に当てはまるか否かは、なお議論の余地がある」と述べる。そのうえで、①判決は、Y社が本件定款変更によって取締役の任期を短縮したことには「XをY社の取締役から退任させることがその目的に含まれていたということが出来るから」、会社法339条2項の類推適用の「余地」があるため、「正当な理由（会339条2項）」の有無について検討するという流れをとっている。

①判決と②判決ではこの点に関するアプローチも異なっている。前述の通り、②判決は、取締役に会社に対する損害賠償請求が認められることを定款変更を理由とする任期短縮によって現任取締役が退任することの根拠としたため、「会社法339条2項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、その趣旨は、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者についても同様に当てはまるというべきであるから、そのような取締役は、会社が当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、会社法339条2項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償を請求することができる」として、その類推適用を当然に認めている。そのうえで、原告取締役が任期満了前に退任せられ、再任されなかったことから、「被告が原告らを再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、被告に対し、損害賠償を請求することができる」と述べている。

学説によれば、会社法339条2項による損害賠償責任は、株主総会による解任の自由の保障と役員等の任期に対する期待の保護との調和を図る趣旨で定められた法定責任であるという見解が有力である<sup>10)</sup>。また、その趣

---

10) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫（編代）『新版注釈会社法(6)』69頁〔今井潔〕（有斐閣、1987年）、岩原紳作（編）『会社法コメンタール7』528-529頁〔加藤貴仁〕（商事法務、2013年）。

旨としては、取締役の任期の定めによる地位保証の側面を認め、その満了前はみだりに解任しないという意味合いがあることも説明されている<sup>11)</sup>。取締役を任期途中で解任する場合も、任期途中で定款を改正してその任期を短縮して取締役を退任させて再任しない場合も取締役の期待を裏切ることには変わりはないと考えるならば、どちらの場合にも、会社法339条2項の適用(類推適用)によって、取締役の経済的な期待を保護する必要があるとも考えられる。この意味において、会社法339条2項の「趣旨」が株主総会による定款変更によってその任期を短縮され、退任したのち、再任されなかった取締役にも及び、株主総会によって取締役が解任された場合に類似するものとして類推の基礎が認められるという主張にも理があるように思われる<sup>12)</sup>。②判決に関する評釈の多くも、定款変更による任期短縮を理由とした取締役の退任と不再任について会社法339条2項の類推適用が認められるという結論を支持している<sup>13)</sup>。また、仮に定款変更による任期短縮を理由とした退任と不再任に会社法339条2項の類推適用がないとすると、会社があえて取締役を解任せず、定款変更によりその任期を短縮して退任させたうえで再任しないことにより、会社法339条2項による損害賠償請求を免れることも考えられる。会社法339条2項の類推適用を認める見解には、このような潜脱を許さず<sup>14)</sup>、損害賠償によって取締役の経済的な期待を保護する意図もあるものと推察される<sup>15)</sup>。

---

11) 今井・前掲(注10)70頁。

12) 中村・前掲(注3)69-70頁。

13) 中村・前掲(注3)69頁、鳥山・前掲(注9)110頁、高橋(均)・前掲(注9)93頁、河村・前掲(注9)149頁、大野・前掲(注9)10頁、三浦・前掲(注9)18頁、佐藤・前掲(注9)351頁、加藤・前掲(注9)84頁、大久保・前掲(注9)107頁、黒木・前掲(注9)38頁(2019年)、高橋(英)・前掲(注9)69頁。なお、来住野・前掲(注9)39頁は、むしろ会社法339条2項を直接適用すべきとする。

14) 河村・前掲(注9)149頁、大久保・前掲(注9)107頁、高橋(英)・前掲(注9)69頁。なお、解任の脱法行為と評価される場合には339条2項を直接適用とすべきとする見解もある(来住野・前掲(注9)39頁)が、そのような理由のみによって任期延長による退任と不再任を解任とを完全に同視できるとは考えがたい。

15) そもそもこのような取締役に損害賠償以上の救済を与える理もないといえる(河

ただし、①判決は、②判決と異なり、取締役が任期短縮の定款変更により退任し再任されなかったことのみを会社法339条2項の類推適用の要件とせず、「本件定款変更による取締役の任期の短縮には、XをY社の取締役から退任させることがその目的に含まれていたといえることができるから」、「会社法339条2項が類推適用されるとする余地もあ」と述べる。

①判決のこの記載からは、会社法339条2項の類推適用の前提として特定取締役の排除という主観的目的が必要とされるとも解される。しかし、このように解することは、法の定めによって取締役・監査役の任期が短縮される場合（会332条7項・監査役につき会336条4項）との兼ね合いからも疑問が残る。法は、①監査等委員会または指名委員会等を設置する定款変更を行う場合（会332条7項1号・336条4項1号）、②監査等委員会または指名委員会等を廃止する定款変更を行う場合（会332条7項2号・336条4項2号）、③監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する場合（会336条4項3号）、④非公開会社を公開会社に変更する旨の定款変更を行う場合（会332条7項3号・336条4項4号）、当該会社の取締役（監査役）の任期は、当該定款変更の効力が生じたときに当然に満了する旨を定めている<sup>16)</sup>。①②③の場合は、これらの定款変更によって取締役（監査役）に求められる具体的な資質・要件が変わるため、改めてそれに応じた取締役（監査役）を選ぶべきであること<sup>17)</sup>がその理由とされる。また、④の場合については、非公開会社であったときに延長した任期がそのまま維持されると公開会社の取締役の任期を最長2年とした法の趣旨が

---

、中村・前掲(注9)149頁)。

16) なお、特例有限会社が定款変更によってその商号を株式会社に変更した場合、現任取締役の在任期間が定款変更後の任期を超過しているときは直ちにその任期が満了するが、定款変更後に定めた任期に満たない場合はなお取締役の地位に残留することが認められている点で④の扱いと異なる（会社法整備法18条、「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」平成18年3月31日付け法務省民商部第782号法務局長・地方法務局長・第3部第3・2(2)、参照。三浦・前掲(注9)18頁。)

17) 奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代（編）『新基本法コンメンタル会社法2〔第2版〕』98頁〔高橋美加〕（日本評論社、2016年）。

没却されるためと説明される<sup>18)</sup>。取締役の期待の保護という観点からは、形式的にこれらの目的によって定款変更が行われる場合にも一律に会社法339条2項の類推適用が認められないという結論を導くような解釈がなされる可能性を残すことは得策ではない<sup>19)</sup>。また、このような法定の任期満了の場合に加え、定款変更の時点では特定の役員を排除することを意図せず、会社の業績に寄与する役員かどうかについて大株主の信託を受ける機会を増やすためや、取締役会の活性化を図り、経営体質を強化して、経営環境の急激な変化に対応するため、という理由により、任意で任期短縮の定款変更がなされる可能性も全くないとはいえない<sup>20)</sup>。このような場合にも、退任させられ再任されない取締役の利益の保護と定款変更の利益を考慮したうえで退任取締役の期待が保護に値するか否かが検討されるべきである。

このような観点からは、取締役が任期短縮の定款変更によって退任した場合のみならず、機関構成に関する定款変更によってその任期を満了した場合も含めて、その後直ちに再任されなかったならば、特定取締役排除の意図の有無を前提とせず、広く会社法339条2項の類推適用を認めただけで、定款変更の理由と取締役の期待を衡量し、「正当な理由」の有無につき判断すべきであると考えられる。

また、この場合、当該取締役の退任および不再任が会社法332条7項各号および336条4項各号の適用による任期満了にあたるという事実や、定款変更によって取締役・監査役に求められる資質・要件が変わるという事情は、「正当な理由」の枠内で判断すべきである。特定役員排除の意図についても、本来ならば普通決議事項である解任(会社法339条1項。なお定足数につき341条)をもってすべきところ、あえて決議要件が厳格な定款変更(会

---

18) 相澤=石井・前掲(注6)101頁、高橋(美)・前掲(注17)98頁。

19) 河村・前掲(注9)149頁、佐藤・前掲(注9)355頁。

20) 河村・前掲(注9)150頁、参照。①判決および②判決において会社側は取締役の任期短縮の定款変更の目的について同様の主張をしていたが、その主張は採用されず、別途、原告取締役は辞任を迫っていたことが認定されている。

466条・309条2項11号)を経たうえで行ったことに、会社法339条2項を潜脱する意図があったことが推認されるとして、「正当な理由」の判断時に考慮すべきと考える<sup>21)</sup>。

#### 四 「正当な理由（会339条2項）」の意義と解釈

一般に取締役が任期途中で解任された場合はその解任に「正当な理由（会339条2項）」がある場合を除き、当該取締役は会社に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することが認められている。「正当な理由」の意義は解釈に委ねられているが、裁判例によれば、その内容は、株主総会による解任自由と当該役員利益の調和から決せられるべきであり、具体的には、会社において、当該役員に役員としての職務執行をゆだねることができないと判断することもやむを得ない客観的な事情があることとされている<sup>22)</sup>。このような事情について、法定責任説からは、事情変更が生じたため継続的契約関係を強制することが正義に反すると評価される場合や解任された役員等が著しく不誠実な行為を行った場合に「正当な理由」があると説明される<sup>23)</sup>。そして、「正当な理由」の具体例としては、重大な心身の故障（最判昭和57年1月21日判時1037号129頁）、法令・定款違反行為（東京地判平成8年8月1日商事1435号37頁）、違法ないし不適切な業務執行（東京地判平成30年3月29日金判1547号42頁（同控訴審として東京高判平成30年10月4日LEX/DB文献番号25561497）、広島地判平成6年11月20日判タ884号230頁）、職務遂行への著しい不適任（東京地判平成29年1月26日金判1514号43頁（「正当な理由」を否定）、東京地判令和2年9月16日金判1606号48頁）、能力の著しい欠如

---

21) 三浦・前掲(注9)18頁、参照。

22) 東京地判平成29年1月26日金判1514号43頁、参照。なお、大阪地判平成10年1月28日労判732号27頁は、「正当事由は、取締役に職務執行上の法令定款違反行為があった場合、心身の故障のため職務執行に支障がある場合、職務への著しい不適任となるべき事情がある場合等、業務執行の障害となるべき客観的状況がある場合をいうものと解すべき」と判示する。

23) 加藤・前掲(注10)535頁。

(東京高判昭和58年4月28日判時1081号130頁(監査役の解任事案)), 担当部門の廃業(横浜地判平成24年7月20日判時2165号141頁)が挙げられる。また, 取締役・監査役間の対立によって解任された取締役が, 会社に対して損害賠償を請求したところ, 自己の解任に「正当な理由」がないとして請求が認容された事案も存する(大阪高判昭和56年1月30日下民集32巻1~4号17頁, 東京地判昭和57年12月23日金判683号43頁, 名古屋地判昭和63年9月30日判時1297号136頁, 東京地判令和2年9月16日金判1606号48頁)。反対に, 従業員兼務取締役が大株主でもある代表取締役の意向に反した業務執行を行った場合(大阪地判平成10年1月28日労判732号27頁)や, 大株主でもある会社代表者と対立し, そのスキャンダルを社外に流出させた場合(東京地判平成18年8月30日労判925号80頁)について, 裁判所は, 「正当な理由」の存在を認め, 従業員としての雇用契約に基づく退職金の支払請求のみを認容している。

①判決は, Xの地位が, A農協の理事を3年で退任することによりA農協職員の定年より前に収入を失うことになるXの救済のためにその他の役員とは別に特別に与えられたものであると述べたうえで, ①XがY社の代表取締役に就任していた間, いずれも営業損失を計上し, Xの手腕によって経営が改善されたということもなく, XがY社の取締役に就任している期間を通じて, 生活保障のために与えられたという地位に変化がなかったといえること, ②Xは7年近くY社の取締役の地位にあり, その在任中, 4700万円を超える報酬を得ており, 生活保障としては十分な金銭を得ていること, などを理由として, 「XをY社の取締役として選任した目的は, 本件定款変更による任期が終了した時点で既に達成しており, XをY社の取締役に再任しなかったことについては, 『正当な理由』がある」と判断し, Xの請求を退けた。

①については, いわゆる経営判断の失敗を「正当な理由」に含める趣旨であるとも読むことができる。このような見解については, 報酬請求権の喪失というリスクによって取締役の経営判断を不当に制約するおそれがあ

ること<sup>24)</sup>や、裁判所が損害賠償責任の認否を通じて事後的に経営判断の失敗の有無を判断することは適切でない<sup>25)</sup>としてこれを否定する見解が多い。裁判例においても、取締役の経営判断の失敗を理由としてその解任に「正当な理由」があると判示したのは、経営判断そのものの誤りに加え、違法ないしその強い疑いのある業務執行がなされたことが認められた場合（前掲東京地判平成30年3月29日・前掲広島地判平成6年11月20日）に限られており、単なる経営判断の誤りのみを理由として「正当な理由」を認めた例はない。①判決においては、確かにXの代表取締役在任中にY社に営業損失が計上され、Xの手腕によって経営が改善されることがないということを確認し、「正当な理由」の根拠としているが、この程度の経営判断の誤りによって「正当な理由」を認めるのはいささか極端に過ぎるといえる。①に関しては、Xの地位がその生活保障のため例外的に設けられたものであるという点を述べるにとどめるべきであり、Xの経営手腕に関する記述は不要であったと考える。

②の生活保障の趣旨はこれまでの判決には見られない表現であり、本判決の特徴と評価できよう。本件においては、取締役の任期が10年に延長されたことをその根拠と考える見解が示されている<sup>26)</sup>。一般に、親会社および子会社のどちらも小規模な全株式譲渡制限会社からなるような親子会社関係においては、子会社の株主総会は親会社（取締役）による子会社取締役への経営者同士の信認の場として機能しているといわれており、子会社の株主総会において定款を改正し、取締役に長期の任期を認めることは、親会社と子会社取締役の間の株主間契約によって子会社取締役の地位を法定の地位よりもさらに保証したものと評価されてきた<sup>27)</sup>。そのような観点からは、任期の延長は、親会社が子会社取締役の個別具体的な事情を考慮

---

24) 江頭・前掲(注1)400頁、奥島孝康=落合誠一=浜田道代(編)『基本法コンメンタール会社法2〔第2版〕』113頁〔潘阿憲〕(2016年)。

25) 加藤・前掲(注10)539頁。

26) 伊藤雄司「本件判批」法教478号138頁(2020年)。

27) 江頭・前掲(注1)393頁。



し、その地位の安定性を向上させるための重要な手段であり、その解釈は親会社（子会社の大株主）の意思を尊重して行うべきであるといわれている<sup>28)</sup>。このように解すると、①判決は、そもそもY社の大株主であるA農協の利益を尊重すべき事案であるといえることができる。そして、このような解釈は、前掲判決において大株主と取締役の利害が対立している場合に会社の利益を尊重して当該取締役の解任に「正当な理由」を認めないという傾向とも合致する。Xが10年の任期のうちすでに7年を経過し、A農協の通常の定年退職者より長く給与（報酬）を受け取る地位にあったことに鑑みても、Xに残存任期分の報酬を損害賠償として受け取る根拠はないとして、「正当な理由」を認めなかったという①判決の結論は妥当といえる。

## 五 定款所定の人数を超える取締役選任の効力と 取締役権利義務者

①判決においては、平成29年5月24日の株主総会決議において選任された取締役を含めてY社の取締役は5名であったことが認定されている。また、Y社では平成30年5月24日の定時株主総会でXを取締役に再任しなかった際に、当時のY社の取締役のうち再任されなかったのはXのみであったと認定しているため、この1年の間、Y社の取締役の数はその員数を「4名以内」とする定款の定めを超える5名であったことがうかがえる。定款所定の員数を超える取締役の選任<sup>29)</sup>は決議内容の定款違反にあたり（会831条1項2号）、当該株主総会決議の取消事由となる。決議内容の定款違反は、昭和56年商法改正までは株主総会決議の無効事由であったが、決議内容の法令違反（会830条2項）と異なり、内部規律の違反に過ぎない

---

28) 加藤・前掲(注10)533-534頁。

29) 大判昭和15年10月9日評論30商113頁（昭和56年改正前の事案のため当時は無効事由となっている）、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫（編代）『新版注釈会社法(5)』322頁〔岩原紳作〕（有斐閣、1986年）。

ため、提訴権者である内部者の請求により決議を無効とすれば足りるとされていること<sup>30)</sup>、また、定款で定めた数を超える取締役を選任したような場合は、先に定款変更をすべきであったのにこれを怠ったという点で手続違反とみることもできることから、これを取消事由とする旨の改正がなされた<sup>31)</sup>。Y社に関しても、平成29年5月24日の株主総会決議後3ヶ月の経過によって瑕疵は治癒されたものと考えられる。したがって、Xが平成30年の定時株主総会において再任されなかったことによってY社の取締役の員数は4名となり、Xが取締役の権利義務者（会346条1項）に該当する余地はない。なお、平成30年10月31日にY社の農業者取締役のうち1人が退任したことによりY社の取締役は3名となっている<sup>32)</sup>。

## おわりに

取締役を含む役員と会計監査人には、就任時に約束された任期が満了するまでその身分を保証されるという期待が一定程度保証されると同時に、解任によってその地位を奪われるというリスクも存している。会社法339条2項が役員への期待と会社（株主総会）による解任自由との調和を図るための規定である以上、その趣旨は、任期中の定款変更によって任期を短縮され、予期せぬ形で退任することとなり、再任されなかった者にも及ぶものと解すべきである<sup>33)</sup>。そのような役員への保護は、退任の場合と同じ枠組みで図るべきであり、また、金銭賠償の要否についても、同様に、定款変更による退任（任期満了）と不再任に「正当な理由」があるかどうかによって判断されるべきであろう。

本稿は、任期を延長された取締役が、一定期間その地位に存した後、会

---

30) 江頭・前掲(注1)368頁。

31) 竹内昭夫『改正会社法解説〔新版〕』132頁（有斐閣、1983年）。

32) なお①判決の事実にはY社が取締役会設置会社であるとの記載はない。

33) さらに、三 で述べたように、この趣旨は、機関構成に関する定款変更によって任期を満了し、再任されなかった場合にも及ぶと解すべきである。

社（親会社・大株主）の意に反してその地位を退かなかったという事案において、会社が株主総会決議によって定款を変更し、当該取締役の任期を短縮したうえで退任させ、再任しなかった場合を対象としている。そのため、取締役の期待と会社の解任（任期短縮による退任と不再任）の自由の双方を衡量するにあたり、後者の方がより優先されるべき事情が認められる。しかし、どちらの利益が優先されるかについては、就任時の合意や残存任期の長さだけでなく、その他の事情によっても変化する可能性が高い。このような点に留意しつつ、引き続き研究を進めたい。